

新旧对照表

箱根町総合保健福祉センター条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（使用料の徴収）

第5条 施設等の使用については、使用者から別表に定める額の使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、前納とする。

3 温水プールを使用しようとする者は、規則で定める回数券、又は2か月定期使用券の購入をもって使用料を納付することができる。この場合における使用料は、次の各号に定める。

(1) 回数券の使用料は、100分の10の範囲において割り引くものとする。

(2) 定期使用券の使用料は、大人券3,600円、小人券1,200円とする。

旧（改正前）

（使用料の徴収）

第5条 施設等の使用については、使用者から別表に定める額の使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、前納とする。

3 温水プールを使用しようとする者は、規則で定める前払使用券、又は3か月定期使用券の購入をもって使用料を納付することができる。この場合における使用料は、次の各号に定める。

(1) 前払使用券の使用料は、100分の10の範囲において割り引くものとする。

(2) 定期使用券の使用料は、大人券3,600円、小人券1,200円とする。

